

# 後援名義使用の取扱案内

## 1 対象団体等

後援の対象となる団体等は、国、地方公共団体、国際関係機関、民間国際交流・国際協力団体(実行委員会を含む)、その他公共的団体(報道機関等公共性のある企業含む)とする。

## 2 対象事業

後援の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業とする。

- (1) 事業の趣旨が、本県の国際交流・国際協力・国際理解・多文化共生等の促進に寄与するものであること
- (2) 原則として、愛媛県内で実施される事業であること
- (3) 参加者・応募者が特定の会員等に限定されておらず、広く県民一般を対象にしていること
- (4) 主催者の存在及びその責任の所在が明確に示されていること
- (5) 事業の資金計画が明確に示されていること

但し、次に該当する事業は、後援の対象としない。

- ア 営利を目的とする事業
- イ 商業的宣伝につながるおそれのある事業
- ウ 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- エ 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業
- オ 参加者から参加費等を徴収する場合において、その金額が、行事の実施上やむを得ない範囲を超え、参加者に過重な負担を求めるもの
- カ 会員募集を目的とした事業
- キ その他当協会が後援を行うことを不相当と認めた事業

### 3 後援名義使用の申請

後援を受けようとする団体等は、**後援名義使用承認申請書(様式第1号)**に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、原則として事業実施の30日前までに協会まで提出し、承認を受けなければならない。

### 4 後援の取消

後援名義使用の承認後に、不相当と認められる事態が発生したときは承認を取り消すことがある。

### 5 事業実施報告

後援名義使用の承認を受けた団体等は、**事業実施報告書(様式第2号)**に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、事業実施後概ね1ヶ月以内に協会に提出しなければならない。

### 6 申込み・問合せ先

公益財団法人愛媛県国際交流協会  
〒790-0844 愛媛県松山市道後一万 1-1  
電話 089-917-5678  
FAX 089-917-5670